

南陽市企業立地奨励金

企業誘致の促進、立地企業の定着及び雇用の増大を図るため、次の要件に該当する事業者に、奨励金を交付します。

1 対象業種

日本標準産業分類(大分類)による製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業

2 対象事業者

南陽市内に事業所の新設及び増設を行う事業者、又は設備投資を行う事業者(個人事業者を含む)

●「新設」とは

- ・市外の事業者が、市内に新たな事業所を設置すること。
- ・市内の事業者が、既設の事業所以外の場所(市内)に新たな事業所を設置すること。

●「増設」とは

- ・市内の事業者が、市内の既設の事業所の敷地内又は隣接する土地に、新たな事業所を増築すること。

※「新設」・「増設」とともに空き事業所を取得する場合も奨励金の対象です。

3 奨励金の種類・交付要件・交付額・交付期間

種類	交付要件	交付額及び交付期間
① 固定資産税相当額奨励金	ア 家屋及び土地に係る分 投下資本額が、 3,000万円以上であること	家屋及び土地に係る固定資産税相当額 【交付期間:3年間】 ※都市計画税・固定資産税の課税を免除された額を除く。
	イ 設備投資(※)に係る分 ※市内事業者が、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、国等の支援を受けていない1設備(基)当たり1,000万円以上の建物附属設備、機械及び装置(新品に限る。)を市内の事業所に設置すること。 ※国、地方公共団体その他の団体が実施する補助又は支援制度の適用を受けていないこと。	(ア) 設備投資の前後6月の間に、市内事業所において、常用雇用者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者であって、雇用期間の定めのない者をいう。)が、3人以上増加したこと。
	(イ) 設備投資を行った事業年度と翌事業年度を比較し、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を従業員に対し表明していること。	設備投資に係る固定資産税(償却資産)相当額 【交付期間:3年間】
② 用地取得奨励金	投下資本額が、 5,000万円以上であること	用地取得費×10%(工業団地以外は8%) 【交付期間:5年間分割交付】 ※1,000円未満切り捨てた額
③ 建物取得奨励金	投下資本額が、 5,000万円以上であること	建物取得費×5%(5億円超部分は3%) 【交付期間:5年間分割交付】 ※1,000円未満切り捨てた額

注1 交付要件(ア)及び(イ)を同時に満たす場合は、(ア)に規定する奨励金のみ対象となります。

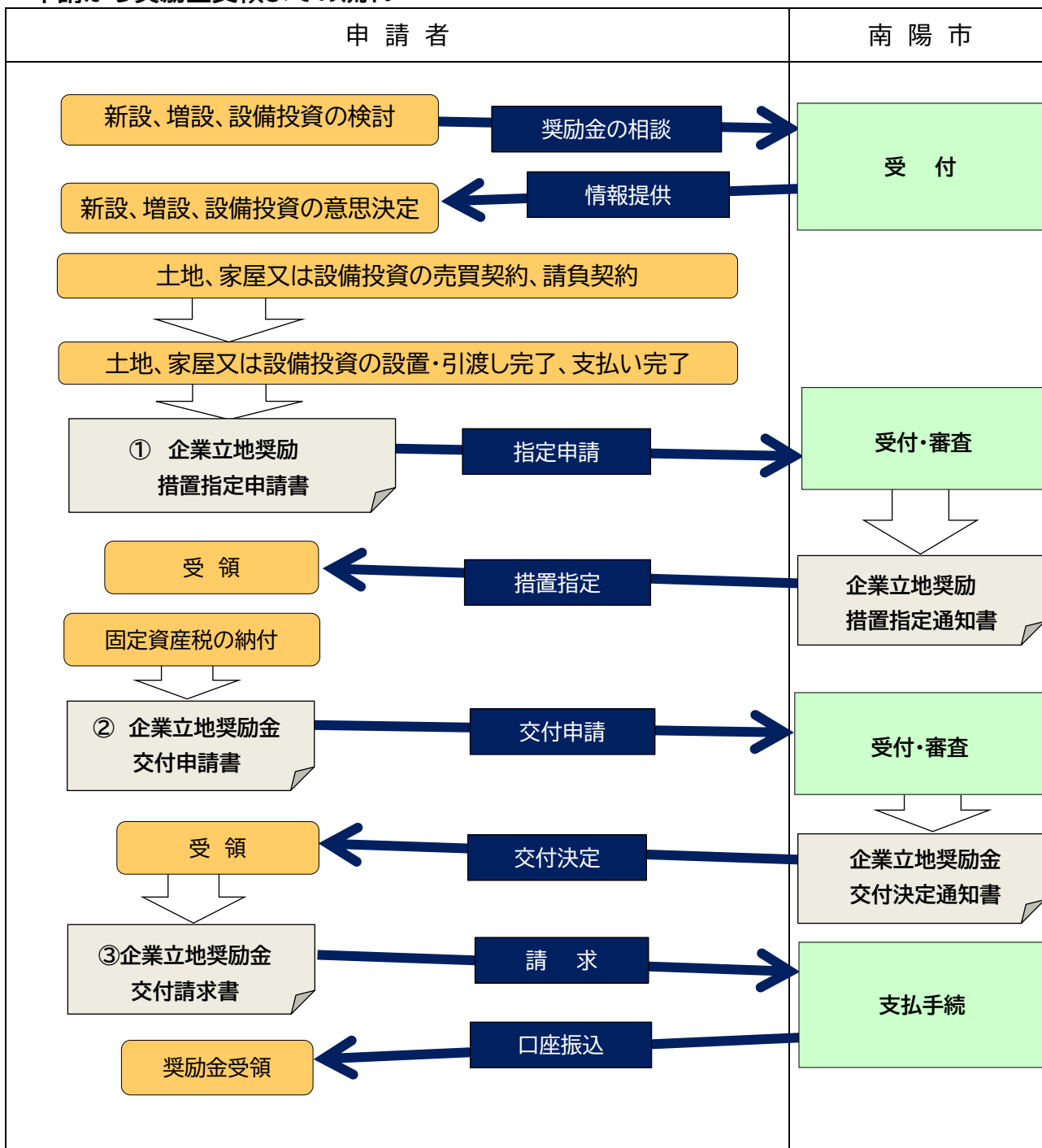
注2 ②用地取得奨励金 及び ③建物取得奨励金 の額は、②・③を合算して1億5千万円が限度になります。

●投下資本額とは

事業所の新設又は増設のために要する家屋及び土地(土地の取得の日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手又は空き事業所の取得があった場合における当該土地に限る。)の取得価額

- | |
|--|
| <p>【投下資本額に含まれないもの】</p> <p>解体費用、工事設計費</p> <p>【用地取得費・建物取得費に含まれないもの】</p> <p>解体費用、外溝工事、設計管理費、地盤改良費、土工事、法定福利費、地業工事、調査費等、土地購入後の造成費用、
空き事業所購入後の改修費用</p> |
|--|

<申請から奨励金受領までの流れ>



【お問合せ先】南陽市 商工観光課 商工労政係 電話:0238-40-8294(直通)
<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/kigiyouziyouho/101>